

川崎市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 2 1 号

## 川崎市庁舎管理規則の一部を改正する規則

川崎市庁舎管理規則（昭和43年川崎市規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表中「第3庁舎、第4庁舎」を「南庁舎、北庁舎」に改める。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。